

※令和2年度事業の詳細は、市ホームページなどで公開する公募要領等をご確認ください。

融資制度

問い合わせ先

商業・経営支援担当課 TEL 011-211-2372

《一般中小企業振興資金》

～通常の運転資金や設備資金、経営安定化を図るなどの目的でご利用できる資金です～

- 産業振興資金(融資限度額:2億円 融資利率:年2.0%以内)
 - 中小企業者等が対象
 - 短期サポート特別枠(融資限度額:5,000万円 融資利率:年1.7%以内)
 - 融資期間1年以内の運転資金を必要とする中小企業者等が対象
- 札幌みらい資金(融資限度額:2億円 融資利率:年1.5%以内)
 - 札幌市経済をけん引する5つの重点分野である「観光」「食」「環境(エネルギー)」「健康福祉・医療」「IT・クリエイティブ」に関連する、又は「女性の活躍推進等」に取り組む中小企業者等が対象
- 小規模事業資金(融資限度額:1,500万円 融資利率:年1.0%以内)
 - 小規模事業者等が対象
- 小口資金(融資限度額:1,250万円 融資利率:年1.3%以内)
 - 信用保証協会の「小口零細企業保証制度」を利用する小規模企業者等が対象
- 景気対策支援資金
 - (融資限度額:5,000万円 融資利率:5年以内/年1.3%以内 10年以内/年1.5%以内)
 - 信用保証協会の「セーフティネット保証制度」を利用する中小企業者等への融資制度で、札幌市が信用保証料の4分の1を補給
- 経営力強化支援資金(融資限度額:1億円 融資利率:年1.3%以内)
 - 信用保証協会の「経営力強化保証制度」を利用する中小企業者等への融資制度で、札幌市が信用保証料の2分の1を補給
- 新型コロナウイルス対応支援資金(融資限度額:1億円 融資利率:年1.0%以内)
 - 新型コロナウイルス関連肺炎の流行による影響を受け、売上高等が一定以上減少している中小企業者等への融資制度で、札幌市が信用保証料の2分の1を補給

《特別資金》

～創業、新分野・海外への進出、大型の設備投資などの目的でご利用できる資金です～

- 創業・雇用創出支援資金(融資限度額:5,000万円 融資利率:年1.1%以内)
 - 次のいずれかに該当する中小企業者等への融資制度で、札幌市が信用保証料の4分の1を補給
 - (1) 市内で創業する者及び創業後5年未満の者
 - (2) 融資申請日前6か月以内に、新たに常用従業員を1名以上雇用した者
- 事業革新支援資金(融資限度額:2億円 融資利率:年1.1%以内)
 - 次のいずれかに該当する中小企業者等が対象
 - (1) 新規性、技術性又は独創性を有する事業に取り組む者
 - (2) 成長の見込まれる新分野への進出を目指す者
 - (3) 商店街の活性化に資する事業に取り組む者
 - (4) 海外への販路拡大及び海外拠点の設置や拡張に取り組む者
 - (5) 事業承継に取り組む者
- 大型設備投資支援資金(融資限度額:5億円 融資利率:年1.1%以内)
 - 札幌圏において設備投資額が5千万円以上の大型の施設等を設置若しくは増改築又は機械設備等の購入を行う中小企業者等が対象